相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都品川区中延一丁目三三七番地、最後の住所東京都品川区中延一丁目五番八号
被相続人　亡　大村　和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月二十一日
事務所東京都江東区東陽二―四―二九マルシンビル七〇五号東葉法律事務所
相続財産管理人　弁護士　吉野　智

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県福井市稲津町第一〇号一八番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　木下　教和

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月二十一日
福井県福井市大手二丁目二〇番一二号大手ビル三階　相続財産管理人　井花　正伸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県松本市大字岡田松岡二〇番地四、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　中村　明則

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月二十一日
長野県松本市沢村三丁目一番七号
相続財産管理人　司法書士　荒井　健治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県津島市鹿伏兎町上郷一二八番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　山田　芳義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月二十一日
愛知県名古屋市中区錦三丁目五番二七号錦中央ビル八階川村法律事務所
相続財産管理人　弁護士　積木　潤

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市千種区自由ヶ丘三丁目一二番地、最後の住所三重県員弁郡東員町大字筑紫七四一番地　被相続人　亡　鷹取　彬夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月二十一日
三重県員弁郡東員町大字中上五四四番地一
相続財産管理人　水谷　公孝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県度会郡大紀町錦、最後の住所三重県松阪市大津町二一番地一〇
被相続人　亡　伊藤シユン

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月二十一日
三重県松阪市川井町六三五番地　ポレスタ－ブロードシティ川井町一三〇三号
相続財産管理人　加藤　元

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県大津市膳所一丁目四一〇番地、最後の住所滋賀県大津市石場四番二一号
被相続人　亡　小林　政美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月二十一日
事務所滋賀県大津市京町一丁目一番四七号メゾン京町一〇二号
相続財産管理人　司法書士　坂口航一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市左京区修学院登り内町一一番地五〇、最後の住所京都市左京区修学院登り内町一一番地三九　被相続人　亡　須川　裕子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月二十一日
京都市中京区堺町通御池下る吉岡御池ビル八階弁護士法人みやこ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　小田　宏之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市北区菅栄町三八番地、最後の住所奈良県奈良市古市町一八八六番地の一特別養護老人ホーム和楽園
被相続人　亡　中嶋　利子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内に申出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月二十一日
奈良県奈良市大豆山突抜町一六番地
相続財産管理人　弁護士　和島美枝子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県蒲生郡日野町大字山本八二一番地の四、最後の住所和歌山県田辺市神島台六番一号真寿苑　被相続人　亡　浜口ふさ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月二十一日
和歌山県田辺市末広町一二番一九号
相続財産管理人　山本　栄二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍不明、最後の住所和歌山県岩出市湯窪一〇六番地　被相続人　亡　大石　タツ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月二十一日
和歌山県和歌山市十二番丁六〇番地デュオ丸の内三〇二号
相続財産管理人　弁護士　九鬼　周平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県防府市開出西町一五五七番地四、最後の住所山口県防府市開出西町二四番一号
被相続人　亡　小川　幸夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月二十一日
山口県防府市南松崎町五番八号
相続財産管理人　石田　浩三

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県佐賀市西与賀町大字相応津一三三番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　西岡　直弥

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月二十一日
佐賀県佐賀市唐人二丁目五番八号佐賀中央通りビル三階
相続財産管理人　吉田　一穂

第19期決算公告

平成25年2月21日　東京都八王子市石川町2966番地9
株式会社ハウスクリニック
代表取締役　田中　利治

貸借対照表の要旨　（平成24年10月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,324,534	流動負債	1,040,134
固定資産	382,398	固定負債	235,673
繰延資産	762	株主資本	431,887
		資本金	49,800
		資本剰余金	301,524
		利益準備金	250,003
		その他利益剰余金	51,521
		利益剰余金	80,563
		利益準備金	300
		その他利益剰余金	80,263
		（うち当期純利益）	（16,087）
合計	1,707,694	合計	1,707,694